

宿泊税 特別徴収事務について

令和 7 年 9 月
小樽市財政部市民税課

1 宿泊税の手続きの流れ（特別徴収義務者）

【①はじめに】

- ・旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出
※旅館業法の許可は「小樽市保健所」、住宅宿泊事業法の届出は「北海道経済部観光局観光振興課」へ



【②営業開始日が確定したら】

- ・宿泊税特別徴収義務者届出書を営業開始日の前日までに小樽市へ提出
（令和8年4月1日時点で既に宿泊事業を営んでいる場合も届出書の提出が必要）



【③宿泊行為があったら】

- ・令和8年4月1日以降に宿泊した宿泊者から宿泊税を徴収



【④徴収した宿泊税は】

- ・宿泊税納入申告書を小樽市に提出
 - ・宿泊税納入書により金融機関等で納入
- } 原則翌月末日まで

2 課税客体及び納税義務者

○ 課税客体

宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は宿泊施設への宿泊です。

○ 納税義務者

宿泊税は、令和8年4月1日以降の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者に課税されます。

- ※ 宿泊者の年齢にかかわらず、宿泊料金が発生する場合は課税対象となります。
- ※ 令和8年4月1日のチェックインから宿泊税が課税されます。
- ※ 令和8年4月1日よりも前に予約があった場合でも宿泊税が課税されます。

3 税率について

- ・小樽市の宿泊税率は、**宿泊者1人1泊につき200円**です。
- ※ 北海道税分についても、併せて徴収していただきます。

【宿泊税の内訳】

| 宿泊料金（税抜き） | 小樽市税 | 北海道税 | 合計 |
|-----------|------|------|------|
| 2万円未満 | 200円 | 100円 | 300円 |
| 2万円～5万円未満 | | 200円 | 400円 |
| 5万円以上 | | 500円 | 700円 |

4 「宿泊」の定義について

(1) 宿泊とは

宿泊とは、一般的には、寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として、以下の判断基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

課税対象となる「宿泊」の判断基準

- ① 旅館業の許可が必要とされる宿泊の定義に該当するか。
- ② その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるか。
- ③ ②以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるか。

【旅館業法の許可が必要な宿泊】

『①宿泊料を徴収している。』、『②社会性がある。』、『③継続反復性がある。』
『④生活の本拠ではない。』

(2) 宿泊税の判断例

(例1)

- ・ **事前に宿泊契約をしたうえで午前0時を超えてからチェックインした場合**
(宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合)
⇒ その契約が宿泊契約として取り扱うものであれば課税対象となります。
ただし、到着がチェックイン予定日の翌朝となったこと等により、宿泊施設が宿泊料金を徴収しないとき又は違約金としてキャンセル料を徴収するときは課税対象となりません。

(例2)

- ・ **客室を日帰りで利用する（いわゆるデユース）の場合**
⇒ 当日のみの利用の場合又は日をまたぐ6時間未満の利用については、その利用行為が契約上宿泊での取扱であれば課税対象となります。
※ 当該利用行為が契約上宿泊での取扱ではない場合は、課税対象となりません。

(2) 宿泊税の判断例

(例3)

- ・ **実際の宿泊を伴わない利用行為（いわゆるホールドルーム、キープルームなど）の場合**
⇒ ホールドルーム、キープルーム等の宿泊行為を伴わない契約の場合は、課税対象とはなりません。ただし、実際に宿泊行為があった場合、又は日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合には課税対象となります。この場合において、宿泊者数は、宿泊施設で把握する人数とします。

例) 定員5名の部屋を3日間確保した。その際の宿泊は下記のとおりであった。

| | 宿泊者数 | 料金 | 宿泊税 |
|-------|------|----------------------------|-----------------|
| 1日目 | 0人 | 50,000円（利用料金） | 0円 |
| 2日目 | 5人 | 50,000円（宿泊料金）※1人当たり10,000円 | 300円×5人＝1,500円 |
| 3日目 | 2人 | 50,000円（宿泊料金）※1人当たり25,000円 | 400円×2人＝800円 |
| 宿泊税合計 | | | (宿泊者数7人) 2,300円 |

※ 1日目は宿泊行為がなく、「利用料金」として取り扱っているため、宿泊税は課税されません。

(2) 宿泊税の判断例

(例4)

・幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合

⇒ 幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代がかかる場合は、宿泊税の課税対象となります。ただし、寝具の追加がなく、宿泊料金がかかっていない場合（添い寝の場合など）、宿泊税は課税されません。

(例5)

・キャンセルした場合

⇒ 「宿泊行為」がないことから、課税対象となりません。

※ キャンセル料が発生した場合、キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は、課税対象とはなりません。

ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、キャンセル料を宿泊料金とみなし、課税対象となります。

※ その他の判断例については、手引5～7ページを御参照ください。

5 宿泊料金について

(1) 宿泊料金とは

宿泊料金とは、食事代や消費税等を除き、サービス料等を含んだ金額をいいます。

| 【宿泊料金に含まれるものの例】 | 【宿泊料金に含まれないものの例】 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃代 ・ 寝具使用料 ・ 入浴代 ・ 寝衣代 ・ サービス料 ・ 奉仕料 など | <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事代、遊興費 ・ 会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額 ・ 消費税、地方消費税、入湯税、宿泊税等の税 ・ 自動車代、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代等の立替金等 ・ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額 <p>※ 上記については、宿泊施設の宿泊料金に含まれる場合であっても、宿泊料金から控除します。</p> |

(2) 宿泊料金の判断例

(例1)：各種宿泊プランの取扱い

- ・ 宿泊料金に食事代が含まれている場合は、食事代に相当する金額を除外した金額を宿泊料金とします。
 - ※ 無料で食事等が提供される場合は、食事料金等の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。
- ・ エステや宴会、外部施設利用等のプラン付き宿泊については、宿泊以外のサービスに係る対価を除外した金額を宿泊料金とします。

(例2)：宿泊料金の割引・優待等があった場合や、ポイントでの支払があった場合における宿泊料金

- ・ 宿泊施設の経営者自らのサービスで割引が行われた場合は、割引後の料金を宿泊料金とします。また、その結果、宿泊料金が0円となる（無料宿泊券や宿泊施設発行のポイントで全額支払った場合など）場合は、宿泊税は課税されません。
 - ※ 宿泊施設の経営者自らのサービス以外（宿泊予約サイトのポイントや懸賞による招待等）で割引が行われた場合（第三者割引）は、割引前の料金を宿泊料金とします。

(2) 宿泊料金の判断例

(例3)：税込み宿泊料金

- ・消費税及び地方消費税を内税方式としている場合、又は料金の総額に他の税を含んでいる場合、その税相当分を控除した金額を宿泊料金とします。

(例4)：補助金・助成金等（第三者からの支払）があった場合における宿泊料金

- ・補助金・助成金など、宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者から支払いがある場合で、それが宿泊の対価としての性質を有し、かつ、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合には、宿泊者の支払うべき額と当該補助金等の額を合算した金額を宿泊料金とします。この場合、宿泊者の支払うべき金額が0円であったとしても、宿泊料金は発生するため、宿泊税は課税となります。
- ・補助金・助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合は、これを宿泊料金に含みません。

(2) 宿泊料金の判断例

(例5)：延長等があった場合における宿泊料金

- ・ 宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴収している場合においては、当該料金を宿泊料金に含めません。
 - ※ 宿泊料金として徴収している場合、当該料金を宿泊料金に含みます。
- ・ 休憩その他これに類する利用に係る契約において、時間を延長して客室を利用したことにより課税対象となった場合は、その延長に係る料金を宿泊料金に含みます。

(例6)：ウィークリーマンション等における宿泊料金

- ・ 週単位、月単位等の長期にわたるウィークリーマンション等の利用で旅館業法による宿泊に該当する場合は、契約期間における宿泊料金を契約期間の日数（宿泊数）で除した金額を宿泊料金とします。
 - ※ 賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊に当たらない場合は課税対象にはなりません。

(2) 宿泊料金の判断例

(例7)：低廉な実費負担として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合

- ・ 低廉な実費負担分として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合は、宿泊料金には含まれないため、宿泊税はかかりません。ただし、その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合に限ります。

(例8)：清掃料金を強制的に徴収している場合

- ・ 宿泊料金とは別に清掃料金を宿泊者から徴収する場合は、その清掃料金を加算した金額を宿泊料金とします。なお、連泊の場合、その清掃料金を宿泊数で按分して、1泊当たりの宿泊料金を算出してください。

(2) 宿泊料金の判断例

(例9)：1人あたりの料金が不明な場合の宿泊料金

- ・ 1室を単位として料金設定されているなど、1人あたりの宿泊料金が不明な場合は、1室1泊あたりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を1人あたりの宿泊料金とします。この場合、客室ごとに宿泊料金や宿泊者数が異なるときは、各客室の宿泊料金及び宿泊者数により、客室ごとに一人あたりの宿泊料金を算出します。

留意点

- ・ 客室定員を超える宿泊者がある場合において、当該宿泊者の宿泊に伴う寝具の追加がなく、支払うべき宿泊料金の総額に変更がないときは、当該宿泊者を宿泊人数から除外します。この場合、客室定員を超える宿泊者には宿泊税は課税されません。
- ・ エキストラベッド等の有料の寝具の追加があった場合で、その追加料金が特定の宿泊者に帰属しないときは、追加料金を宿泊料金の総額に加えます。
- ・ 宿泊料金の総額に幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代、その他の特定の宿泊者に帰属することが明らかな料金が含まれる場合は、その金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に扱い、宿泊料金の総額及び宿泊者の総数から除外します。
※ 計算例については、手引き10ページを御確認ください。

※ その他の判断例については、手引8～10ページを御参照ください。

6 課税免除について

(1) 修学旅行生等の課税免除

修学旅行等の一定の要件を満たすものについては、公益性の観点から、宿泊税の課税を免除します。

○ 課税免除となる学校行事等

修学旅行やその他学校行事等であり、学校指導要領に定める全校又は学年などを単位として行う「旅行・集団宿泊的行事」やこれに準じるものとなります。

※ クラブ活動等については、宿泊税の課税免除対象行事とはなりません。

○ 課税が免除となる者

下記表の施設が行う修学旅行等に参加する満3歳以上の幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者(※)です。

| | | |
|-----------------------------------------------------------------|-------------|--------|
| 幼稚園 | 幼保連携型認定こども園 | 小学校 |
| 中学校 | 義務教育学校 | 高等学校 |
| 中等教育学校 | 特別支援学校 | 高等専門学校 |
| 保育所 | 保育所型認定こども園 | |
| 家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設又は認可外保育施設（地方裁量型認定こども園含む） | | |

(※) 学校教育上の観点から生徒等の引率を行う学校・保育所等関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師、保護者等の引率者を宿泊税の課税免除対象者とします。

(1) 修学旅行生等の課税免除

○ 手続について

- ・ 修学旅行生等を課税免除とするためには、学校等が作成した「**修学旅行等であることの証明書（以下「証明書」といいます。）**」を受領することが必要です。

【証明書の取扱いについて】

- ・ 証明書の様式は、小樽市のホームページからダウンロードできます。
- ・ 証明書は、宿泊施設にて5年間保存してください。
- ※ 納入申告の際に、小樽市へ提出していただく必要はありません。

【証明書を作成する方】

- ・ 学校長など施設の長

【注意事項】

- ・ 学校等から証明書の提出がない場合、課税免除とはなりません。
- ・ 証明書への学校長等の押印は原則不要です。

(2) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税の課税を免除します。

なお、具体的な取扱いについては、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて（平成8年4月1日付・国税庁長官通達）」に準じます。

【課税が免除される施設】

- ・ 消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

【課税が免除される外国大使等】

- ・ 消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典総括官からその証明書となる「免税カード」の交付を受けた者

【手続きについて】

- ・ 宿泊に際し、外国大使等から、消費税の免除のための「免税カード」の提示を受けてください。なお、宿泊に係る消費税が免除となる場合についてのみ、宿泊税の課税も免除となります。

1 特別徴収義務者としての届出について

初回のみ実施

○ 新たに宿泊施設の営業を開始する場合

新たに宿泊施設の営業を開始するため旅館業の許可を受けた場合又は住宅宿泊事業の届出をした場合は、**営業を開始しようとする日の前日までに**（小樽市が小樽市宿泊税条例第8条第2項の規定に基づき、特別徴収義務者の指定を行った場合は、**その指定を受けた日から10日以内に**）特別徴収義務者としての届け出を行ってください。

施設の許可等を受けた方と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合で、実質的経営者が特別徴収義務者となる場合は、当該経営者が届け出してください。

【注意事項】

- ・ 営業開始日が未定の場合でも、旅館業営業許可又は住宅宿泊事業に係る届出後、速やかに宿泊税特別徴収義務者届出書等の御提出をお願いいたします。
- ・ 令和8年4月1日時点（小樽市宿泊税条例施行時）で既に宿泊事業を営んでいる方についても、宿泊税特別徴収義務者届出書等の御提出が必要となります。この場合、「営業開始年月日」欄には事業開始日を記入してください。

2 特別徴収義務者の届出事項の変更について

随時実施

○ 届出事項に変更があった場合

特別徴収義務者としての届出事項に変更があった場合は、速やかに変更の届出を行ってください。

【注意事項】

次のいずれかの事由により特別徴収義務者に異動があったときは、変更の届出ではなく、従前の特別徴収義務者の営業の廃止に係る届出及び新たな特別徴収義務者の届出手続が必要です。

- ◆ 営業譲渡、相続又は贈与
- ◆ 個人事業者から法人への変更
- ◆ 法人の解散による個人事業者への変更
- ◆ 既届出の特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- ◆ 分割等による新法人への業務移管
- ◆ その他上記に類する事由

3 宿泊施設の休止又は再開について

随時実施

○ 宿泊施設の営業を休止する場合

宿泊施設の営業を**1か月以上休止する場合**は、事前に届出を行ってください。

また、**営業を再開する際はその旨の届出**を行ってください。なお、休止の日までに徴収した宿泊税がある場合は、休止前の最終営業日から1か月以内に申告納入を行う必要があります。

※ 休止とは、改装その他の理由により営業を行わない状態で、その後再開が見込まれるものをいいます。

4 宿泊施設の営業の廃止について

随時実施

○ 宿泊施設の営業を廃止する場合

宿泊施設の営業を廃止したときは、**廃止の日から10日以内**に届出を行ってください。

なお、廃止の日までに徴収した宿泊税がある場合は、最終営業日から1か月以内に申告納入を行う必要があります。

1 申告及び納入について

毎月実施

(1) 申告及び納入の期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、**原則翌月の末日までに**、宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「**宿泊税納入申告書**」に「**宿泊税月計表**」を添付のうえ、小樽市財政部市民税課税制グループへ提出してください。

また併せてその税額を「宿泊税納入書」により、最寄りの金融機関等で納入してください。

なお、期限後に申告及び納入を行った場合は、本来の税額のほか、加算金や延滞金が課される場合がありますので御注意ください。

(2) 申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続の負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合は、申請をし、承認を受けることで、「申告納入期限の特例」の適用を受けることができます（一定の要件を満たす場合）。

この特例を受けると、次表のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。

※ 申請は宿泊施設ごとに行う必要があります。

【特例の承認を受けた場合の申告納入期限】

| 宿泊のあった月 | 申告及び納入の期限 |
|---------------|-----------|
| 3月分、4月分、5月分 | 6月末日 |
| 6月分、7月分、8月分 | 9月末日 |
| 9月分、10月分、11月分 | 12月末日 |
| 12月分、1月分、2月分 | 3月末日 |

(2) 申告納入期限の特例

○ 適用の要件

申告納入期限の特例の要件は以下のとおりです。

| 申告納入期限の特例の要件 | |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (ア) | 申請書を提出した日（以下「申請日」という。）の属する月の前12か月間（以下「対象期間」という。）の当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が240万円以下（小樽市の税額のみ）であること。 |
| (イ) | 申請日の属する月前12月に当たる月の初日までに、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けていること又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出を行っていること。 |
| (ウ) | 過去にこの特例の適用を取り消されたことがある場合、その取消の日から1年を経過していること。 |
| (エ) | 対象期間において、加算金（過少申告加算金等）の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。 |
| (オ) | 対象期間において、市税の徴収金を滞納していないこと。 |
| (カ) | 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。 |

(2) 申告納入期限の特例

○ 条例施行前から営業する宿泊施設に対する経過措置

条例施行前から営業している宿泊施設については、条例施行後1年間（令和9年3月31日まで）は、前ページの要件(ア)、(イ)、(オ)を次のとおり読み替えてください。

| 条例施行前から営業する宿泊施設に対する経過措置 | |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| (ア) | 申請書の提出前 <u>3か月間</u> の当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計が <u>60万円</u> 以下であること。 |
| (イ) | <u>条例の施行の日から申請日の属する月の前月の末日までの間</u> 、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。 |
| (オ) | <u>申請日の属する月の前12月間</u> において、市税の徴収金を滞納していないこと。 |

(3) 宿泊税納入申告書

毎月実施

申告期限までに「宿泊税納入申告書」に、宿泊のあった月における宿泊税の課税対象となる宿泊の総数、宿泊税額及び課税対象外となる宿泊数を記入し、提出してください。

また、納入申告書には、宿泊税の内訳を宿泊年月日ごとに記載した「宿泊税月計表」を添付してください。

【宿泊税月計表の記載事項】

- ・ 宿泊対象月における課税対象の宿泊数を宿泊年月日ごとに記入
- ・ 宿泊対象月における課税対象外の宿泊数を宿泊年月日ごとに記入
- ・ 宿泊対象月における総宿泊数を宿泊年月日ごとに記入

※ 宿泊税月計表は、記載事項が同様なものであれば任用様式での提出も可能です。

毎月実施

○ 「宿泊税納入申告書」の例

様式第6号（第7条関係）

（宛先）小樽市長

| | | | |
|----------|---------------------|-----------------------|--------------------------|
| イ | 特別徴収義務者 | 住所 (所在地) | 小樽市〇〇町1番1号 |
| | | 氏名 (名称及び 代表者氏名) | 株式会社 小樽宿泊 代表取締役 小樽 太郎 |
| | | 個人番号 (法人番号) | ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ |
| | ア 令和8年 5月15日 | | |

宿泊税納入申告書

宿泊税の納入について、小樽市宿泊税条例第10条第1項の規定により、次のとおり申告します。

| | | | |
|------|------|------------|----------|
| 宿泊施設 | 所在地 | 小樽市〇〇町2番2号 | ウ |
| | 名称 | 小樽宿泊ホテル | |
| | 営業種別 | ホテル営業 | |

| | | | | | | |
|-------------|-------------|----------------|----------------|---------------------|-------------|----------|
| エ | 令和8年 4月分 | 区分 | 宿泊数 (A) | 税率 (B) (宿泊税を含む。) | 税額 (A×B) | |
| | | 宿泊料金 (1人1泊) | 2万円未満 | 640泊 | 300円 | 192,000円 |
| | | | 2万円以上 5万円未満 | 320泊 | 400円 | 128,000円 |
| | | | 5万円以上 | 10泊 | 700円 | 7,000円 |
| | | | ①課税対象宿泊数 | 970泊 | 納入すべき 金額 | 327,000円 |
| ②課税対象外宿泊数 | 100泊 | | | | | |
| ③総宿泊数 (①+②) | 1,070泊 | | | | | |

| | | | | | |
|-------------|----------------|----------------|---------------------|-------------|---|
| 年 月分 | 区分 | 宿泊数 (A) | 税率 (B) (宿泊税を含む。) | 税額 (A×B) | |
| | 宿泊料金 (1人1泊) | 2万円未満 | 泊 | 300円 | 円 |
| | | 2万円以上 5万円未満 | 泊 | 400円 | 円 |
| | | 5万円以上 | 泊 | 700円 | 円 |
| | | ①課税対象宿泊数 | 泊 | 納入すべき 金額 | 円 |
| ②課税対象外宿泊数 | 泊 | | | | |
| ③総宿泊数 (①+②) | 泊 | | | | |

| | | | | | |
|-------------|----------------|----------------|---------------------|-------------|---|
| 年 月分 | 区分 | 宿泊数 (A) | 税率 (B) (宿泊税を含む。) | 税額 (A×B) | |
| | 宿泊料金 (1人1泊) | 2万円未満 | 泊 | 300円 | 円 |
| | | 2万円以上 5万円未満 | 泊 | 400円 | 円 |
| | | 5万円以上 | 泊 | 700円 | 円 |
| | | ①課税対象宿泊数 | 泊 | 納入すべき 金額 | 円 |
| ②課税対象外宿泊数 | 泊 | | | | |
| ③総宿泊数 (①+②) | 泊 | | | | |

| | |
|------------|-------------------|
| 納入すべき金額 合計 | キ 327,000円 |
|------------|-------------------|

備考

1 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類(宿泊税月計表等)を添付してください。

- ア 「提出年月日」欄**
 - ・申告書の提出年月日を記入してください。
- イ 「特別徴収義務者」欄**
 - ・特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所等を記入してください。
- ウ 「宿泊施設」欄**
 - ・宿泊施設の所在地、電話番号、名称等を記入してください。
 - ・納入申告書は、宿泊施設ごとに作成してください。
- エ 「宿泊月」欄**
 - ・対象となる宿泊月を記入してください。
- オ 「宿泊数 (A)」欄**
 - ・宿泊行為月における税率ごとの延べ宿泊数を記入し、「①課税対象宿泊数」欄に合計数を記入してください。
 - ・「②課税対象外宿泊数」欄には、修学旅行生等の宿泊など課税対象外となる宿泊数を記入してください。
 - ・「③総宿泊数」欄には、①と②の合計を記入してください。
 - ・宿泊税月計表の「③総宿泊数」の欄と一致させてください。
- カ 「税額 (A×B)」欄**
 - ・区分ごとの宿泊数に税率を乗じた税額を記入してください。
- キ 「納入すべき金額 合計」欄**
 - ・1月分の納入すべき金額を記入してください。
- ※ 「宿泊税月計表」を必ず添付してください。
- ※ 記載例の詳細については、手引書を御確認ください。

毎月実施

○ 「宿泊税月計表」の例

| 宿泊税月計表 | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|----------|------|------|------|------|-----|------|-----------|----------|---------|---------|--|-----|
| 令和 8年 4月分 | | | | | | | | | | | | | |
| 所在地 小樽市〇〇町2番2号 | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 小樽宿泊ホテル | | | | | | | | | | | | | |
| 営業種別 ホテル営業 | | | | | | | | | | | | | |
| 宿泊施設番号 〇〇〇 | | | | | | | | | | | | | |
| 日付 | ①課税対象宿泊数 | | | | | | | ②課税対象外宿泊数 | | | ③総宿泊数 | | ⑤合計 |
| | 300円 | 400円 | 700円 | 計 | 課税免除 | その他 | 計 | 小樽市税 | 北海道税 | ④合計 | | | |
| 1日 | 20泊 | 18泊 | 2泊 | 37泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 7,400円 | 6,000円 | 13,400円 | | | |
| 2日 | 17泊 | 10泊 | 0泊 | 27泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 5,400円 | 3,700円 | 9,100円 | | | |
| 3日 | 18泊 | 12泊 | 1泊 | 31泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 6,200円 | 4,700円 | 10,900円 | | | |
| 4日 | 25泊 | 8泊 | 0泊 | 33泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 6,800円 | 4,100円 | 10,700円 | | | |
| 5日 | 21泊 | 6泊 | 0泊 | 27泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 5,300円 | 3,300円 | 8,700円 | | | |
| 6日 | 11泊 | 2泊 | 0泊 | 13泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 1,500円 | 4,100円 | 4,100円 | | | |
| 7日 | 17泊 | 11泊 | 0泊 | 28泊 | 50泊 | 0泊 | 50泊 | 5,600円 | 3,900円 | 9,800円 | | | |
| 8日 | 18泊 | 16泊 | 2泊 | 36泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 7,200円 | 6,000円 | 13,200円 | | | |
| 9日 | 21泊 | 17泊 | 0泊 | 38泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 7,800円 | 5,100円 | 13,100円 | | | |
| 10日 | 23泊 | 6泊 | 0泊 | 29泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 5,800円 | 5,900円 | 9,300円 | | | |
| 11日 | 28泊 | 11泊 | 0泊 | 39泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 7,800円 | 5,000円 | 12,800円 | | | |
| 12日 | 26泊 | 8泊 | 0泊 | 34泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 6,800円 | 4,200円 | 11,000円 | | | |
| 13日 | 24泊 | 9泊 | 0泊 | 33泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 6,000円 | 4,200円 | 10,200円 | | | |
| 14日 | 21泊 | 14泊 | 1泊 | 36泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 7,200円 | 5,400円 | 11,800円 | | | |
| 15日 | 30泊 | 0泊 | 0泊 | 37泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 7,400円 | 4,400円 | 11,800円 | | | |
| 16日 | 25泊 | 0泊 | 0泊 | 34泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 6,800円 | 4,300円 | 11,100円 | | | |
| 17日 | 25泊 | 11泊 | 1泊 | 37泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 7,400円 | 5,200円 | 12,600円 | | | |
| 18日 | 28泊 | 18泊 | 0泊 | 46泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 9,200円 | 6,400円 | 15,600円 | | | |
| 19日 | 11泊 | 16泊 | 0泊 | 27泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 2,700円 | 4,300円 | 9,700円 | | | |
| 20日 | 17泊 | 20泊 | 0泊 | 37泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 3,700円 | 7,400円 | 13,100円 | | | |
| 21日 | 18泊 | 11泊 | 0泊 | 29泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 5,800円 | 4,000円 | 9,800円 | | | |
| 22日 | 22泊 | 8泊 | 0泊 | 30泊 | 50泊 | 0泊 | 50泊 | 6,000円 | 3,800円 | 9,800円 | | | |
| 23日 | 26泊 | 6泊 | 0泊 | 32泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 6,400円 | 3,800円 | 10,200円 | | | |
| 24日 | 23泊 | 9泊 | 0泊 | 32泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 6,400円 | 4,100円 | 10,500円 | | | |
| 25日 | 17泊 | 7泊 | 0泊 | 24泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 4,800円 | 3,100円 | 7,900円 | | | |
| 26日 | 18泊 | 11泊 | 0泊 | 29泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 5,800円 | 4,000円 | 9,800円 | | | |
| 27日 | 19泊 | 13泊 | 0泊 | 32泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 6,400円 | 4,500円 | 10,900円 | | | |
| 28日 | 22泊 | 14泊 | 0泊 | 36泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 7,200円 | 5,000円 | 12,200円 | | | |
| 29日 | 17泊 | 3泊 | 1泊 | 21泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 4,200円 | 2,800円 | 7,000円 | | | |
| 30日 | 18泊 | 7泊 | 0泊 | 25泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 5,000円 | 3,200円 | 8,200円 | | | |
| 31日 | 14泊 | 8泊 | 2泊 | 21泊 | 0泊 | 0泊 | 0泊 | 4,200円 | 3,400円 | 7,600円 | | | |
| 合計 | 640泊 | 320泊 | 10泊 | 970泊 | 100泊 | 0泊 | 100泊 | 1,070泊 | 194,000円 | 33,000円 | 27,000円 | | |

ア 「宿泊月」欄

- 対象となる宿泊月について記入してください。

イ 「宿泊施設」欄

- 宿泊施設の所在地、電話番号、名称等を記入してください。

ウ 「①課税対象宿泊数」欄

- 宿泊税の課税対象となる宿泊数を記入してください。
- 宿泊税納入申告書の「①課税対象宿泊数」の欄と一致させてください。

エ 「②課税対象外宿泊数」欄

- 修学旅行生等の宿泊など課税対象外となる宿泊数を記入してください。
- 宿泊税納入申告書の「②課税対象外宿泊数」の欄と一致させてください。

オ 「③総宿泊数」欄

- 宿泊月における延べ宿泊数を記入してください（①と②の合計数）。
- 宿泊税納入申告書の「③総宿泊数（①+②）」の欄と一致させてください。

カ 「④小樽市税」欄

- 「①課税対象宿泊数」の小計に200円を乗じて得た額を記入してください。

キ 「⑤北海道税」欄

- 「①課税対象宿泊数」に記入したそれぞれの金額区分における宿泊数に応じ、北海道税額を積算の上、記入してください。

ク 「⑥合計」欄

- 宿泊月における宿泊税の合計額を記入してください（④と⑤の合計額）
- 宿泊税納入申告書の「納入すべき金額」の欄と一致させてください。

※ 記載例の詳細については、手引書を御確認ください。

(4) 宿泊税納入書

毎月実施

申告された宿泊税は、納入期限までに「宿泊税納入書」により小樽市へ納入してください。

【納入場所】

○ 次の金融機関の本店・支店・出張所

北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、北海道信用金庫、北海道労働金庫

○ 次の金融機関及び支店

新おたる農業協同組合本所、北海道信用漁業協同組合連合会小樽支店、小樽市漁業協同組合本所、北海道内のゆうちょ銀行（郵便局）

- ※ 納入書は毎年3月頃に1年分まとめてお送りします。
- ※ 1か月ごとに1枚作成してください（特例を適用している場合も同様）。
- ※ 納入書は宿泊施設ごとに作成してください。

毎月実施

○ 「宿泊税納入書」の例

様式第7号（第7条関係）

| | | |
|------------------------------------------------|---------------------|------------------------------------|
| 市町村コード 012033 | 小樽市宿泊税領収証書 (公) | |
| 北海道 | | |
| 小樽市 | | |
| 口座番号 02710-6-960059 | 加入者 小樽市会計管理者 | |
| 特別徴収義務者 | 住所（所在地） 小樽市〇〇町1番1号 | |
| | 氏名（名称） 及び代表者氏名 | 株式会社 小樽宿泊 代表取締役 小樽 太郎 ア |
| | 宿泊施設名 小樽宿泊ホテル 様 | |
| 年度 イ 8 | 申告対象年月 令和8年4月宿泊分 | 申告区分 修正決定 エ ... オ |
| 納入金額 | 税額 | 億 千 百 十 万 千 百 十 円 3 2 7 0 0 0 |
| | 延滞金 | カ |
| | 加算金 | |
| | 合計額 | 3 2 7 0 0 0 |
| キ | 令和8年6月1日 | |
| 上記のとおり領収しました。 | | 領収日付印 |
| 小樽市指定金融機関 | | |
| 小樽市収納代理金融機関 (北海道内のゆうちょ銀行及び郵便局を含む。) 小樽市役所 | | |
| (納税者保管) | | |

- ア 「特別徴収義務者」欄**
 - ・特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所等を記入してください。
 - イ 「年度」欄**
 - ・課税年度を記入してください。
 - ウ 「申告年月」欄**
 - ・対象となる宿泊月について記入してください。
 - エ 「申告区分」欄**
 - ・通常の申告の場合は、「申告」に○をつけてください。
 - ・修正申告をした場合は、「修正」に○をつけてください。
 - ・更正または決定により納付する場合には、「宿泊税更正・決定通知書（規則様式第19号）」に「更正」または「決定」の記載がありますので、御確認のうえ、どちらかに○をつけてください。
 - オ 「宿泊施設番号」欄**
 - ・「宿泊税特別徴収義務者届出受理通知書（規則様式第3号）」に記載されている宿泊施設番号（3桁の番号）を記入してください。
 - カ 「納入金額」欄**
 - ・「税額」欄などに申告すべき宿泊税額を右づめで記入してください。
 - ・宿泊税納入申告書に記入した税額と一致していることを確認してください。
 - キ 「納期限」欄**
 - ・当該年月分の申告納入期限を記入してください。
 - ・申告納入期限については、手引書の17ページをご参照ください。
- ※ 特例の承認を受けている場合は、対象となる宿泊月ごとに納入書を作成し、納入してください。
- ※ 記載例の詳細については、手引書を御確認ください。

2 納入義務の免除・還付について

(1) 納入義務の免除

宿泊税は、実際に宿泊者から税を受け取っていなくても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者が申告納入を行う必要があります。

しかし、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて、正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を天災、火災、盗難等の避けることのできない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行った上で、納入義務を免除します。

2 納入義務の免除・還付について

(2) 還付

特別徴収義務者が立替え納税を行った後に、宿泊者等から宿泊税を受け取ることができなくなったことについて、正当な理由があると認められる場合は、申請に基づき調査を行った上で、当該宿泊税を還付いたします。

なお、納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に市税の未納に係る徴収金がある場合は、還付する税額をこれに充当することがあります。

【納入義務の免除、還付の理由となる例】

- 特別徴収義務者が天災、盗難等に遭い、宿泊税の支払ができなくなったとき。
- 宿泊者や旅行業者が破産、整理等の法的手続きに入り、支払不能となったため、宿泊税を受け取ることができなくなったとき。
- 宿泊者の死亡、失踪、行方不明、刑の執行等により、宿泊税の徴収ができなくなったとき。

1 納税管理人について

- ・特別徴収義務者は、小樽市内に住所、居所、事務所又は事業所を有していない場合は、納税に関する一切の事務を処理させるため、原則として、市内に住所等を有する者を代理人と定めて申告する必要があります。この代理人を「納税管理人」といいます。

(1) 納税管理人の申告

- ・納税管理人を定める必要がある場合は、**納税管理人を定める必要が生じた日から10日以内**に申告してください。ただし、宿泊税の徴収に支障がないと認められる場合は、納税管理人を定める必要がないときがありますので、詳しくは、小樽市までお問い合わせください。

【納税管理人が小樽市内の場合の提出書類】

| | |
|---|---------------------------------------|
| ① | 宿泊税納税管理人申告書（規則様式第13号） |
| ② | 納税管理人が法人の場合は履歴事項全部証明書（写）、個人の場合は住民票（写） |

【納税管理人が小樽市外の場合の提出書類】

| | |
|---|---------------------------------------|
| ① | 宿泊税納税管理人承認申請書（規則様式第14号） |
| ② | 納税管理人が法人の場合は履歴事項全部証明書（写）、個人の場合は住民票（写） |

(1) 納税管理人の変更等

- ・ 納税管理人の変更や申告事項の異動等の場合は、その異動が生じた日から10日を経過した日までに、その旨を申告してください。

【納税管理人が小樽市内の場合の提出書類】

| | |
|---|-------------------------------|
| ① | 宿泊税納税管理人申告書（規則様式第13号） |
| ② | 新たな納税管理人の住民票など、変更等が確認できる書類（写） |

【納税管理人が小樽市外の場合の提出書類】

| | |
|---|-------------------------------|
| ① | 宿泊税納税管理人承認申請書（規則様式第14号） |
| ② | 新たな納税管理人の住民票など、変更等が確認できる書類（写） |

日々実施

2 帳簿等の記載・保存について

- 日々の宿泊税を適正に把握していただくために、小樽市宿泊税条例の規定により、特別徴収義務者は、帳簿の備付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類を保存しなければなりません。
 - ※ 電子計算機を使用して帳簿等を作成する場合で、一定の要件を満たす場合は、これらの電磁的記録をもって帳簿等の備付けなどに代えることができます。

(1) 帳簿とは

- 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数（以下「課税宿泊者数」といいます。）及び宿泊税額の記載があるものをいいます。それらが網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいても構いません（例：総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等）。
 - ※ 保存期間は、納入申告書の提出期限の翌日から起算して5年間です。

例) 令和8年7月宿泊分

納入申告書の提出期限：令和8年8月31日

帳簿の保管期間：令和8年9月1日～令和13年8月31日（5年間）

(2) 書類とは

- ・ 宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、課税宿泊者数及び宿泊税額が記載されているものをいいます。
- ※ 保存期間は、納入申告書の提出期限の翌日から起算して2年間です。

| | |
|---------------------|--------------------------|
| 例) 令和8年7月宿泊分 | |
| 納入申告書の提出期限： | 令和8年8月31日 |
| 書類の保管期間： | 令和8年9月1日～令和10年8月31日（2年間） |

○ 帳簿等の例

| 区分 | 例 |
|----|----------------------------------------------------------|
| 帳簿 | ・ 総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳、仕入帳、クーポン取扱帳など |
| 書類 | ・ 契約書、予約表、宿泊カード、予約カード、会計票、領収書、利用明細書、請求書など、帳簿の記載内容を裏付ける資料 |

1 領収書への表示について

日々実施

- ・ 宿泊者に交付する領収書等には、宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。
- ・ 宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合があります。

| 税の名称表示 | |
|--------|-------------------|
| 日本語表記 | 宿泊税 |
| 英語表記 | Accommodation Tax |

※ 税の名称表示は、小樽市が定めた表記で統一してください。

○ 領収書等記載例

・ 例1：客室料金に宿泊税額を含まない料金設定の場合

【合計の内訳に宿泊税額を計上する場合】

領収書

〇〇 〇〇 様 〇〇〇号室
人数1名

| 日付 | 項目 | 金額 |
|------|------|--------|
| 〇月〇日 | 客室料金 | 5,000円 |
| | 消費税等 | 500円 |
| | 宿泊税 | 300円 |
| | 合 計 | 5,800円 |

〇〇年〇〇月〇〇日
小樽市〇〇町〇番〇号
小樽宿泊ホテル

印
紙

受領印

【宿泊税額を別に計上する場合】

領収書

〇〇 〇〇 様 〇〇〇号室
人数1名

| 日付 | 項目 | 金額 |
|------|------|--------|
| 〇月末日 | 客室料金 | 5,000円 |
| | 消費税等 | 500円 |
| | 合 計 | 5,500円 |

上記のほか、宿泊税額300円を領収しました。

〇〇年〇〇月〇〇日
小樽市〇〇町〇番〇号
小樽宿泊ホテル

印
紙

受領印

○ 領収書等記載例

・ 例2：客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合

| 領収書 | | |
|------------------------------------|------|---------------|
| 〇〇 〇〇 様 | | 〇〇〇号室 人数1名 |
| 日付 | 項目 | 金額 |
| 〇月〇日 | 客室料金 | 5,800円 |
| | 合 計 | 5,800円 |
| 上記金額には、消費税額500円及び宿泊税額300円が含まれています。 | | |
| 〇〇年〇〇月〇〇日 小樽市〇〇町〇番〇号 小樽宿泊ホテル | | |
| 印 紙 | | 受領印 |

2 宿泊税特別徴収義務者交付金について

(1) 交付の目的

- ・ 特別徴収義務者の事務に要する経費負担の軽減を図ること及び期限内申告納入の意欲の高揚を図ることを目的に、納期限までに申告納入された宿泊税の一定割合を交付金として支給いたします。

(2) 交付金額

【算定式】

$$\text{申告納入金額（※1）} \times \text{補助率（※2）} = \text{奨励金交付金額}$$

※1 【申告納入金額】

- ・ 期限内に申告納入された宿泊税の合計額であり、期限後に申告又は納入された宿泊税額は含まれません。また、北海道税に係る交付金も、小樽市がまとめて特別徴収義務者へ支給します。

※2 【補助率】 2.5%（令和13年度交付分までは、1.0%を加算した3.5%。北海道税に係る補助率も同様）

- ※ 交付要件、交付時期、交付手続き等については、詳細が決定次第、ホームページにてお知らせいたします。

3 宿泊税導入スケジュール (現時点での予定)

| | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月~ |
|-------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-----|----------------|----|----|------------|----|---------------------------------|
| 宿泊事業者 | ・システム整備費補助金申請・実績報告 (申請期限：12/26、実績報告期限：2/20) ※ 詳細は資料5参照 | | | | | | | | |
| | | ・宿泊税特別徴収義務者届出書の提出 (~1/30) ※ 記載方法等は資料4参照 | | | | | | | ・宿泊税徴収開始 (5月以降、市へ申告納入) |
| 小樽市 | ・実務説明会開催 | | | ・システム整備費補助金の支給 | | | | | |
| | | ・宿泊税特別徴収義務者届出受理通知書の送付 | | | | | | | ・宿泊税課税開始 (4/1) (5月以降、申告納入受付) |
| | | | | | | | 納入書 等送付 | | |
| | ・宿泊税制度周知・広報 (ホームページ、チラシなど) | | | | | | | | |